

健康すいた21（第3次）策定支援業務 公募型プロポーザル審査基準

審査項目	審査の視点	配点	
業務実績に関する事項	【必須】健康増進計画策定支援実績の有無 ※人口20万人以上、平成27年度以降の実績に限り。調査業務のみはカウントしません。無しの場合は失格となります。	10	7
	【加算】「食育推進計画」、「歯と口腔の健康づくりに係る計画」又は「母子保健計画」の策定支援実績の有無 ※人口20万人以上、平成27年度以降の実績に限り。調査業務のみはカウントしません。		3
審査項目	審査の視点	配点	
業務実施方針に関する事項	「健康すいた21（第2次）」における本市のこれまでの取組や課題を認識するとともに、健康施策を取り巻く国・府の動向など、現状を分析し、今後を見据えた計画策定の方針及び内容となっているか。	10	
提案内容に関する事項	①「健康に関する市民意識アンケート調査」結果及び各種統計データを踏まえ、例えば他市との比較をグラフで分かりやすく掲載するなど、本市の健康課題等を的確に把握・分析する手法が盛り込まれた内容となっているか。	55	5
	②本市の健康寿命延伸庁内基本方針（別紙）を踏まえ、健康無関心層を含めたすべての市民を対象とした「暮らしにとけこむ健康づくり」を踏まえた提案内容となっているか。		15
	③北大阪健康医療都市（健都）における資源を活用した、市民の健康づくりを支援する手法等を盛り込み、かつ健都から全市展開を見据えた提案内容となっているか。		15
	④今般の新型コロナウイルス感染症拡大を取り巻く社会情勢を考慮し、人々の健康意識の変化や新しい生活様式を反映した内容となっているか。		15
	⑤中核市の特性を活かした計画策定の提案内容となっているか。		5
実施体制及び工程に関する事項	①本業務を迅速に遂行し得る体制を整えているか。	15	5
	②担当者の本業務に関する経験及び実績は十分か。		5
	③無理のない具体的かつ実現可能な工程となっているか。		5
価格に関する事項	見積上限金額以下とすること。	10	
合計		100	